

地域密着型通所介護事業所への運営指導で「改善を要する」と指摘された事項について
～令和 5 年度 地域密着型通所介護事業所 18 件での運営指導の結果から～

令和 5 年度に豊島区が実施した運営指導において、地域密着型通所介護事業所に対する結果通知に記載された指摘事項について、日時年月や個人情報、事業所名などは削除したうえで、ほぼすべての指摘内容をここに記載しています。このことから、同じ指摘内容が繰り返し出てくるがありますが、ご容赦ください。

1 年間のみのデータですが、地域密着型通所介護を実施していく上で、陥りやすい点が、多くの事業所に共通しているところもあったように見受けられます。

なお、指摘の内容が、どこの事業所が指摘されたものかなど、特定するような行為はご遠慮ください。

※注意※ 令和 6 年度改正以前の運営指導での指摘事項となります。改正内容は反映されておりません。

令和 7 年 2 月

豊島区 福祉部 介護保険課
事業者指導・監査グループ

根拠について

根拠規定については、次の標記となります。

「法」:介護保険法(平成9年 12 月 17 日法律第 123 号)

「則」:介護保険法施行規則(平成 11 年3月 31 日厚生省令第 36 号)

「区条例」:豊島区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成 25 年3月 25 日条例第 12 号)

「区規則」:豊島区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例施行規則(平成 25 年3月 25 日規則第 20 号)

「施行要領」:豊島区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例及び豊島区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等及び指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領(平成 27 年9月 16 日 27 豊保介発第 1642 号)

「告示」:指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年3月 14 日厚生労働省告示第 126 号)

「留意事項」:指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年3月 31 日老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号)

指摘事項

○運営に関する基準

受給資格の確認

区条例第 13 条第 1 項、施行要領第三の一の 4(5)1

指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

●指定地域密着型通所介護事業者として利用者の提示する被保険者証によって被保険者資格等の確認を行っていませんでした。介護支援専門員から送られたコピーで確認していました。

●利用者の提示する被保険者証により被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認していませんでした。利用者の提示する被保険者証を確認せず、担当の居宅介護支援事業所に電話で確認をしていました。

居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

区条例第 18 条、施行要領第三の一の 4(9)

指定地域密着型通所介護事業者は、居宅サービス計画(法第 8 条第 24 項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第 65 条の 4 第 1 号ハに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。

- 居宅サービス計画に沿った指定地域密着型通所介護を提供していませんでした。居宅サービス計画に位置付けられた指定地域密着型通所介護の頻度は「週 1 回」となっていたましたが、「週 2 回」提供していました。

- 居宅サービス計画に沿ったサービス提供をしていませんでした。居宅サービス計画に位置付のない「軟膏塗付」のサービスを提供していました。

- 居宅サービス計画に沿った指定地域密着型通所介護を提供しているか確認できませんでした。「栄養アセスメント加算」、「認知症加算」のサービスを提供していますが、居宅サービス計画第 1～3 表に「認知症加算」の位置付けはなく、提供していない「口腔栄養スクリーニング加算」が位置付けられていました。

- 居宅サービス計画に沿った指定地域密着型通所介護を提供しているか記録上確認できませんでした。「口腔機能向上サービス」を提供していますが、居宅サービス計画第 1～3 表に位置付けがありませんでした。

- 居宅サービス計画に沿った指定地域密着型通所介護を提供しているか記録上確認できませんでした。「入浴介助加算Ⅰ」、「口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ」を提供していますが、居宅サービス計画第 1～3 表に位置付けがありませんでした。

サービスの提供の記録

区条例第 21 条第 2 項、施行要領第三の一の 4(12)2

指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

- 提供した具体的なサービス内容の記録が不十分でした。サービス提供表の実績では「入浴介助加算Ⅰ」が算定されていましたが、当該日のサービス提供の記録には入浴サービスを提供した記録が確認できませんでした。
- 提供した具体的なサービスの内容等の記録が不十分でした。サービス提供記録に、提供したサービスの一部「入浴介助」について記載がありませんでした。
- 指定地域密着型通所介護を提供した際に、提供した具体的なサービス内容の記録が確認できませんでした。実際には提供した「口腔ケア」について、サービスの提供の記録が確認できませんでした。
- 実際に提供した指定地域密着型通所介護の「サービス提供票」と「サービス提供記録」が一致していませんでした。

従業者の員数

区条例第 22 条第 8 号、施行要領第三の 3(13)⑨

1 指定地域密着型通所介護の事業を行う者(以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第 4 節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定地域密着型通所介護事業者が法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 83 号)第 5 条による改正前の法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第 1 号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第 1 号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が 15 人までの場合にあつては 1 以上、15 人を超える場合にあつては 15 人を超える部分の数を 5 で除して得た数に 1 を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

●生活相談員及び介護職員の員数が不足している日がありました。

●生活相談員の員数が不足している日がありました。

●指定地域密着型通所介護事業所の営業日ごとに看護職員を配置していませんでした。

●機能訓練指導員が従業者として勤務していませんでした。業務委託契約書にて訪問看護ステーションと医療連携の委託契約を結んでいましたが、機能訓練指導員は管理者の指揮命令に従い業務を行う従業者ではありませんでした。

指定地域密着型通所介護の基本的取扱方針

区条例第 60 条の 8 第 2 項、施行要領第三の二の二の 3(2)

指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 評価の時期が適切に行われているか記録上確認できませんでした。新たな地域密着型通所介護計画について、評価を行う前に作成されていました。

指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針

区条例第 60 条の 9 第 3 号、施行要領第三の二の二の 3(2)4

指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第 1 項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

●地域密着型通所介護計画に基づく指定地域密着型通所介護を提供していませんでした。地域密着型通所介護計画の作成がないまま、地域密着型通所介護を提供していました。

●地域密着型通所介護計画に基づく指定地域密着型通所介護を提供しているか確認できない期間がありました。地域密着型通所介護計画の作成前からサービス提供が開始されていましたが、該当する記録の保存が確認できませんでした。

●地域密着型通所介護計画に基づいた指定地域密着型通所介護の提供が行われていませんでした。地域密着型通所介護計画の作成以前からサービス提供が開始されていました。

●地域密着型通所介護計画に基づく指定地域密着型通所介護を提供しているか記録上確認できませんでした。地域密着型通所介護の提供の開始に際し、地域密着型通所介護計画の作成が遅れていました。

●地域密着型通所介護計画に基づき、サービスの提供を行っているか確認できませんでした。地域密着型通所介護計画に日課(プログラム)と所要時間の記載がないため、地域密着型通所介護計画に基づいた援助であるか確認できませんでした。

●地域密着型通所介護計画に基づき、サービスの提供を行っているか確認できませんでした。地域密着型通所介護計画に日課(プログラム)と所要時間の記載がないため、提供票ではサービス提供時間に変更されていますが、地域密着型通所介護計画では変更内容が確認できませんでした。

●地域密着型通所介護計画に基づく指定地域密着型通所介護を提供していませんでした。地域密着型通所介護計画に位置付けた頻度「週 1 回」を「週 2 回」で提供していました。

●地域密着型通所介護計画に基づく指定地域密着型通所介護を提供していませんでした。地域密着型通所介護計画に位置付けた利用日「火曜日」について、サービス提供記録では利用日「火曜日、土曜日」で提供していました。

●地域密着型通所介護計画に基づく指定地域密着型通所介護を提供していませんでした。地域密着型通所介護計画には利用日は「金曜日」となっていますが、「水曜日、金曜日」に指定地域密着型通所介護を提供していました。

●地域密着型通所介護計画に基づいた指定地域密着型通所介護の提供が行われていませんでした。地域密着型通所介護計画のサービス提供時間と実際のサービス提供時間が異なっていました。

●地域密着型通所介護計画に基づく指定地域密着型通所介護を提供していませんでした。地域密着型通所介護計画に位置付けたサービス区分「3 時間以上 4 時間未満」を「2 時間以上 3 時間未満」で提供していました。

●地域密着型通所介護計画に基づく指定地域密着型通所介護を提供していませんでした。地域密着型通所介護計画の日課に位置付けられた提供時間と実際に提供したサービス提供時間が異なっていました。

●地域密着型通所介護計画に基づく指定地域密着型通所介護を提供していませんでした。サービス提供記録を確認したところ、地域密着型通所介護計画に位置付けのない「薬の塗布」を提供していました。

●地域密着型通所介護計画に基づく指定地域密着型通所介護を提供していませんでした。地域密着型通所介護計画にない「軟膏塗布」を提供していました。

●地域密着型通所介護計画に基づいた指定地域密着型通所介護を提供していませんでした。地域密着型通所介護計画に位置付けのない「服薬」の提供を行っていました。

●地域密着型通所介護計画に基づき、サービスの提供を行っているか確認できませんでした。地域密着型通所介護計画に位置付けのある「体操」について提供されているか確認できませんでした。

●事業所の屋外でサービスを提供していますが、地域密着型通所介護計画への位置付けがありませんでした。

地域密着型通所介護計画の作成

区条例第 60 条の 10 第 1 項、施行要領第三の二の二の 3(3)2

指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

- 地域密着型通所介護計画を作成していませんでした。

- 地域密着型通所介護計画を作成しているか確認できませんでした。地域密着型通所介護計画の作成前からサービス提供が開始されていました。

- 地域密着型通所介護計画の作成が遅れていました。地域密着型通所介護計画の作成前からサービス提供が開始されていました。

- 地域密着型通所介護計画の内容に誤りがありました。地域密着型通所介護計画に記載されたサービス区分は「6 時間以上 7 時間未満」ですが、実際には「5 時間以上 6 時間未満」でサービスを提供し、地域密着型通所介護費を算定していました。

- 地域密着型通所介護計画の作成にあたり、援助の方向性や目標が明確にされていませんでした。地域密着型通所介護計画の「短期目標」は空欄で、「長期目標」には「バイタルチェック」「食事」「入浴介助」「移動、外出支援」と記載されており、目標として記載がありませんでした。

- 地域密着型通所介護計画の作成にあたり、援助の方向性や目標が明確にされていませんでした。地域密着型通所介護計画の「短期目標」には「全体体操」「脳トレ」「レクリエーションの提供」、「長期目標」には「交流の場の提供」と記載されており、目標として記載がありませんでした。

- 地域密着型通所介護計画の内容が不十分でした。2 つの異なるサービス区分「6 時間以上 7 時間未満」「7 時間以上 8 時間未満」でサービスを提供していましたが、「日課(プログラム)」は「7 時間以上 8 時間未満」のみでした。

- 地域密着型通所介護計画の内容が不十分でした。2 つの異なる区分「6 時間以上 7 時間未満」「7 時間以上 8 時間未満」でサービス提供をしていましたが「日課(プログラム)」では「7 時間以上 8 時間未満」のみでした。

- 地域密着型通所介護計画の内容に誤りがありました。所要時間の異なるサービス区分「5 時間以上 6 時間未満」「6 時間以上 7 時間未満」の提供を行っていますが、地域密着型通所介護計画に記載されている日課は、「6 時間以上 7 時間未満」のみでした。

●地域密着型通所介護計画の内容が不十分でした。3つの異なるサービス区分「5時間以上6時間未満」「6時間以上7時間未満」「7時間以上8時間未満」でサービスを提供していますが、「日課」は「7時間以上8時間未満」のみでした。

●地域密着型通所介護計画の内容が不十分でした。3つの異なるサービス区分「6時間以上7時間未満」「7時間以上8時間未満」「8時間以上9時間未満」でサービスを提供していますが、「日課(プログラム)」は「6時間以上7時間未満」のみでした。

●地域密着型通所介護計画の内容が不十分でした。プログラム(日課)の記載はありましたがサービス開始時間、終了時間の記載が無く明確な所要時間の記載がありませんでした。

●地域密着型通所介護計画の日課(プログラム)には、地域密着型通所介護の提供終了時間について記載がなかったため、所要時間が確認できませんでした。

●地域密着型通所介護計画の作成にあたり、提供するサービスの所要時間が記載されていませんでした。実際行われている「入浴介助」について、所要時間の記載がありませんでした。

●地域密着型通所介護計画において、提供するサービスの所要時間が明らかにされていませんでした。実際に行われている入浴の所要時間が記載されていませんでした。

●地域密着型通所介護計画において、提供するサービスの所要時間、日課が明らかにされていませんでした。

●地域密着型通所介護計画の内容が不十分でした。「入浴介助」を提供していますが、地域密着型通所介護計画に位置付けがありませんでした。

●利用者の心身の状況、希望、置かれている環境を踏まえずに地域密着型通所介護計画を作成していました。

●利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて(アセスメントを実施して)、地域密着型通所介護計画を作成しているか記録上確認できませんでした。

●地域密着型通所介護計画の作成にあたり、アセスメントが確認できませんでした。

●利用者の希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域密着型通所介護計画を作成しているか確認ができませんでした。

●利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、地域密着型通所介護計画を作成していま

せんでした。

●利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえずに(アセスメントを実施せずに)、地域密着型通所介護計画を作成していました。地域密着型通所介護計画に対応するアセスメントの記録が確認できませんでした。

●利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえずに(アセスメントを実施せずに)、地域密着型通所介護計画を作成していました。地域密着型通所介護計画について、計画作成後にアセスメントを実施していました。

●利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境の把握が不十分なまま地域密着型通所介護計画を作成していました。地域密着型通所介護計画に「栄養改善加算」を位置付けていますがアセスメントの「栄養・食生活(食事行為・現在の栄養状態)」の記載がありませんでした。

●地域密着型通所介護の提供によって解決すべき問題状況が明らかにされていませんでした。地域密着型通所介護計画に「入浴介助」を位置付けていますがアセスメントでは「入浴は一部介助で実施」との記載でどのような援助が必要なのか具体的な記載がありませんでした。

●利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境の把握が不十分なまま地域密着型通所介護計画を作成していました。地域密着型通所介護計画について、アセスメントに利用者の希望の記載がありませんでした。またアセスメントの項目ごとの設けられた、介助の程度(選択肢)を選ぶのみで利用者の状況分析には至っていませんでした。

●サービスの提供に関わる従業者が共同して地域密着型通所介護計画を作成していませんでした。

●サービスの提供に関わる従業者が共同して地域密着型通所介護計画を作成しているか確認できませんでした。

●サービスの提供に関わる従業者が共同して地域密着型通所介護計画を作成していませんでした。作成に関わっているのは管理者と生活相談員のみでした。

区条例第 60 条の 10 第 2 項、施行要領第三の二の二の 3(3)3

地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

- 居宅サービス計画の内容に沿って地域密着型通所介護計画を作成していませんでした。居宅サービス計画に位置付けない「軟膏塗付」を地域密着型通所計画に位置付けていました。
- 居宅サービス計画の内容に沿って地域密着型通所介護計画を作成していませんでした。居宅サービス計画（に位置付けられた「薬の塗布」を、地域密着型通所介護計画に記載していませんでした。
- 居宅サービス計画の内容に沿って地域密着型通所介護計画を作成していませんでした。居宅サービス計画に位置付けられている「栄養士による栄養指導」について、地域密着型通所介護計画に記載がありませんでした。
- 居宅サービス計画の内容に沿って地域密着型通所介護計画を作成していませんでした。居宅サービス計画に位置付けられた提供時間を地域密着型通所介護計画に異なる時間で記載していました。
- 居宅サービス計画の内容に沿って地域密着型通所介護計画を作成していませんでした。居宅サービス計画には、頻度「週 2 回」で位置づけられていましたが地域密着型通所介護計画には利用日「金曜日」となっていました。
- 居宅サービス計画の内容に沿って地域密着型通所介護計画を作成していませんでした。居宅サービス計画には、頻度「週 2 回」で位置付けられていましたが、地域密着型通所介護計画では頻度「週 1 回」と記載されていました。
- 居宅サービス計画の内容に沿って地域密着型通所介護計画を作成していませんでした。居宅サービス計画に位置付けのない「口腔・栄養スクリーニング」を地域密着型通所介護計画に記載していました。
- 地域密着型通所介護計画に対応する居宅サービス計画が確認できなかったため、居宅サービス計画の内容に沿って地域密着型通所介護計画が作成されているか、確認ができませんでした。

指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

- 地域密着型通所介護計画の内容について説明を行っておらず、利用者の同意も得ていませんでした。
- 地域密着型通所介護計画の内容について、説明及び利用者の同意を得た日が確認できませんでした。
- 地域密着型通所介護計画の作成に当たり、その内容について利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得ていたか確認できませんでした。計画にある説明、同意欄には利用者の署名はありましたが、日付が記載されておらず、計画の作成に当たり説明し同意を得ていたか確認できませんでした。

区条例第 60 条の 10 第 4 項、施行要領第三の二の二の 3(3)4

指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

- 地域密着型通所介護計画を利用者に交付していませんでした。
- 地域密着型通所介護計画を作成した際に、当該計画を利用者に交付しているか、記録上確認できませんでした。

地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

- 地域密着型通所介護計画に従い提供したサービスの実施状況や目標の達成状況の記録を行っていませんでした。
- 地域密着型通所介護計画に従った目標の達成状況の記録を行っていませんでした。
- 地域密着型通所介護計画の実施状況や評価について、利用者又は家族に説明が行われていませんでした。
- 地域密着型通所介護計画の実施状況や評価について、利用者又はその家族に説明を行っていませんでした。
- 地域密着型通所介護計画の実施状況や評価について利用者又は家族に説明が行われていませんでした。地域密着型通所介護計画の実施状況や評価についての記録はありましたが、利用者又は家族に説明が行われていませんでした。
- 地域密着型通所介護計画の実施状況や評価について、利用者又は家族に説明が行われているか記録上確認できませんでした。

記録の整備

区条例第 60 条の 19 第 2 項、施行要領第三の二の二の 3(13)

指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

- (1) 地域密着型通所介護計画
- (2) 次条において準用する第 21 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

●利用者の記録を保存しているか確認できませんでした。

個別機能訓練加算 (I)

●個別機能訓練加算 (I) ロを算定する際の人員配置について、2 名の機能訓練指導員 (専従の機能訓練指導員 1 名及び専従の機能訓練指導員を指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて 1 名) が配置されていない日に個別機能訓練加算 (I) ロを算定していました。

※厚生労働大臣が定める基準では「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を 1 名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて 1 名以上配置すること。この場合において、例えば 1 週間のうち特定の曜日だけ、専ら機能訓練を実施する理学療法士等を 1 名以上及び専ら機能訓練を実施する理学療法士等を指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて 1 名以上配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。」となっています。専従の機能訓練指導員が 1 名のみ配置されている日については個別機能訓練加算 (I) ロは算定できません。(個別機能訓練加算 (I) イは算定可能です。)

●個別機能訓練計画の目標設定において、日常生活における生活機能の維持・向上を目指すことを含めた目標となっていないませんでした。

●個別機能訓練計画の作成において、訓練項目ごとの訓練実施時間が記載されていませんでした。個別機能訓練計画の作成において、全ての訓練項目の合計訓練実施時間の記載はありましたが、訓練項目ごとの訓練実施時間が記載されていませんでした。

●個別機能訓練計画に訓練実施回数の記載がありませんでした。

●個別機能訓練項目、訓練実施時間の評価を行っていませんでした。

●個別機能訓練項目や訓練実施時間についての評価を行っていませんでした。

●個別機能訓練項目、訓練実施時間についての評価が行われていたか記録上確認ができませんでした。

●個別機能訓練項目、訓練実施時間、個別機能訓練の効果についての評価が行われていたか記録上確認ができませんでした。

●個別機能訓練実施時間の効果についての評価が行われていたか記録上確認ができませんでした。

●個別機能訓練実施後の対応について、個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の効果等について評価が適切に行われていませんでした。

●利用者又は家族に個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果について説明を行っているか記録上確認できませんでした。

●利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明した記録が確認できませんでした。個別機能訓練を開始した後、評価の記録は確認できましたが、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や効果等について説明した記録が確認できませんでした。

●3月ごとに1回以上、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問していませんでした。

●個別機能訓練に関する記録に訓練実施時間の記載がありませんでした。

●個別機能訓練に関する記録において、訓練項目ごとの訓練実施時間が確認できませんでした。個別機能訓練に関する記録において、全ての訓練項目の合計訓練実施時間の記載はありましたが、訓練項目ごとの実施時間が確認できませんでした。

●個別機能訓練に関する記録において、個別機能訓練計画に位置付けられた訓練項目が行われていたか確認ができませんでした。個別機能訓練に関する記録には、個別機能訓練計画に位置付けられた訓練項目が記載されていませんでした。

栄養改善加算

- 栄養改善加算を算定できる利用者であるか記録上確認できませんでした。口腔・栄養スクリーニングに、算定できる利用者として該当する項目がありませんでした。
- 管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して計画を作成しているか記録上確認できませんでした。栄養ケア計画の計画作成担当者には管理栄養士の氏名のみ記載されていました。
- 栄養改善加算を算定できる利用者であるか記録上確認できませんでした。評価結果を、当該利用者を担当する介護支援専門員に情報提供しているか記録上確認できませんでした。
- 当該利用者を担当する介護支援専門員に評価結果の情報を提供していませんでした。

告示別表 2 の 2 注 19(1)、留意事項第 2 の 3 の 2(17)

口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)

- 当該加算の算定を行う事業所について、サービス担当者会議等で決定しているか確認できませんでした。サービス担当者会議の記録がなく、居宅サービス計画に位置付けもありませんでした。
- 確認した情報が不十分でした。1 回目(日付の記録なし)の記録において、体重を確認していませんでした。
- 実施日の記録がなく、算定時にスクリーニングを実施していたか確認できませんでした。
- 口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングについて、利用者ごとの確認を行っていませんでした。
- 確認した情報を担当する介護支援専門員に対し提供しているか確認できませんでした。

告示別表 2 の 2 注 19(2)、留意事項第 2 の 3 の 2(17)

口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)

●口腔スクリーニングを行っていませんでした。

●確認した情報を介護支援専門員に報告していませんでした。

以上